

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項と労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、全日本建設交運一般労働組合全国鉄道本部から、以下のとおりストライキ等の争議行為を行う旨の通知がありましたので、同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

1 開始日

平成 29 年 3 月 16 日以降

2 場所

別記のとおり

3 要求事項

賃金引上げ等

平成 29 年 3 月 8 日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別 記

北海道旅客鉄道株式会社（北海道）、東日本旅客鉄道株式会社（青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡）、東海旅客鉄道株式会社（山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、和歌山）、西日本旅客鉄道株式会社（新潟、富山、石川、福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口）、四国旅客鉄道株

株式会社（徳島、香川、愛媛、高知）、日本貨物鉄道株式会社（沖縄を除く全国）、株式会社東日本環境アクセス（栃木、埼玉、東京、神奈川、山梨、静岡）、株式会社JR四国メンテナンス（徳島、香川、愛媛、高知）